

一般廃棄物処理手数料の改定について

一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物や犬、猫等の死体を市が処理した場合、市民の皆様にご負担していただく処理手数料については、平成25年8月28日及び10月8日付の本審議会から答申をいただきました。これに基づき、平成25年第4回市議会定例会での関係条例改正案の可決を経て、家庭ごみ有料化が実施となる本年11月1日から改定することとなります。

現在は、手数料の改定について、円滑な施行を目指して、丁寧な周知に努めています。

1. 改定内容

区分	平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から	平成26年11月1日から
一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物を市が処理したとき ＜軽貨物自動車(0.35トン積)相当量以下1回につき＞	1,950円	2,000円	2,140円
犬、猫等の死体を市が処理したとき ＜1体につき＞	1,020円	1,040円	530円

*平成26年4月1日は消費税率の引き上げに伴う改定

2. 改定実施までの経過

平成25年 8月28日	手数料改定(一時的多量の廃棄物)について本審議会から答申
10月 8日	手数料改定(犬、猫等の死体)について本審議会から答申
12月13日	平成25年第4回大分市議会定例会で改定に係る条例改正案が可決
平成26年 3月	平成26年度ごみ収集日程表に手数料改定を掲載し、一般家庭に配布
4月 1日	消費税率引き上げに伴う改定手数料を施行
10月	手数料の改定内容を市報(10月15日号)に掲載予定
11月 1日	改定手数料を施行
随時	・ホームページでの周知